

住宅宿泊事業の届出について(個人)

1 届出に当たって

住宅宿泊事業を営もうとする者は、必要書類を住宅の所在地を管轄する保健所に届け出る必要があります。

○届出方法

住宅宿泊事業の届出は、原則として「民泊制度運営システム」を利用して行うこととなっています。

○お問い合わせ先

住宅宿泊事業法の概要やシステムの操作方法、必要書類について

→民泊制度ポータルサイト(URL:<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/index.html>)

制度に関する一般的な質問や相談

→民泊制度コールセンター(TEL:0570-041-389)

○市町村による日数制限について

「沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例」を事前にご確認ください。

→県衛生薬務課のウェブサイト(URL:<http://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/seikatsueisei/index.html>)

2 必要書類について

○添付書類は、日本語又は英語で記載し、日本語以外の場合、日本語に翻訳された書類を添付してください。

○法・規則に規定する届出書の記載事項、添付書類等に不備がある届出は受け付けられません。

【必要書類一覧(詳細については裏面参照)】

届出書		チェック
届出書(第1号様式)		<input type="checkbox"/>
添付書類		チェック
(1)	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
(2)	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書	<input type="checkbox"/>
(3)	未成年者の場合、その法定代理人の次の書類 個人の場合：法定代理人の(1)(2)(13)(16)の書類 法人の場合：法定代理人の登記事項証明書・役員の(1)(2)(13)(16)の書類	<input type="checkbox"/>
(4)	住宅の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
(5)	住宅が「入居者の募集が行われている家屋」に該当する場合は、それを証する書類	<input type="checkbox"/>
(6)	住宅が「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」に該当する場合は、それを証する書類	<input type="checkbox"/>
(7)	住宅の図面	<input type="checkbox"/>
(8)	賃借人の場合、賃貸人が住宅宿泊事業の実施を承諾したことを証する書類	<input type="checkbox"/>
(9)	転借人の場合、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の実施を承諾したことを証する書類	<input type="checkbox"/>
(10)	区分所有の建物(分譲マンション等)の場合、規約の写し	<input type="checkbox"/>
(11)	(10)の規約に住宅宿泊事業を営むことについて定めがない場合は、管理組合に禁止する意思がないことを証する書類	<input type="checkbox"/>
(12)	委託する場合は、管理業者から交付された書面の写し	<input type="checkbox"/>
(13)	欠格事由に該当しないことを誓約する書面(沖縄県様式)	<input type="checkbox"/>
(14)	消防法令適合通知書(住宅宿泊事業法に関するもの)	<input type="checkbox"/>
(15)	施設周辺地図	<input type="checkbox"/>
(16)	住民票の抄本又はこれに代わる書面	<input type="checkbox"/>

● 必要書類一覧(個人・詳細) ●

届出書		留意事項	
届出書(第1号様式)		必要事項は全て記載したか。 また、各種添付書類との整合性は取れているか。	
添付書類		留意事項	
(1)	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書	法務局(本局)で取得可能(沖縄県内の場合、那覇地方法務局)	・届出日前3ヶ月以内に発行されたものであること ・官公署からの発行書類であること(写し等は認められない) ・外国籍の場合の(2)の書類の取扱については保健所に御相談ください
(2)	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書	本籍市町村で取得可能	
(3)	未成年者の場合、その法定代理人の次の書類 個人の場合：法定代理人の(1)(2)(13)(16)の書類。 法人の場合：法定代理人の登記事項証明書 その役員の(1)(2)(13)(16)の書類	本籍市町村、法務局、住所のある市町村で取得可能	
(4)	住宅の登記事項証明書 ※本書類にて区分所有であることが確認できる場合(専有区分の建物の表示がある場合)、(10)(11)の書類等が原則として必要となります。	法務局で取得可能。 住宅の登記事項証明書と現住所が異なる場合には、これら住所が同一であることを示す証明書を市町村役場から取得し、添付すること	
(5)	住宅が「入居者の募集が行われている家屋」に該当する場合は、それを証する書類	届出住宅の広告紙面の写し、賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し、募集広告の写し等	
(6)	住宅が「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」に該当する場合は、それを証する書類	届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシートや住宅と自宅間の公共交通機関の往復領収書の写し等	
(7)	住宅の図面	以下の内容を必ず記載すること(手書きでも可) (1)台所、浴室、便所および洗面設備の位置 (2)住宅の間取りおよび出入口 (3)各階の別 (4)居室、宿泊室、宿泊者の使用に供される部分(宿泊室を除く)のそれぞれの面積 (5)非常用照明器具の位置、その他安全のための措置の内容等、安全確保のための措置の実施内容について明示 ※国土交通省の示す「民泊の安全措置の手引き」を参照し、非常用照明器具の設置その他の安全措置の必要性について確認し、その内容を記載すること (6)不在とならない場合、届出者の在所位置	
(8)	賃借人の場合、賃貸人が住宅宿泊事業の実施を承諾したことを証する書類	国土交通省「賃貸住宅契約書」の転借承諾書(例)等を参照。 ※賃借等の目的に住宅宿泊事業に供する旨を盛り込むこと ※参考様式等の配布については保健所に御相談ください	
(9)	転借人の場合、賃貸人及び転賃人が住宅宿泊事業の実施を承諾したことを証する書類		
(10)	区分所有の建物(分譲マンション等)の場合、規約の写し	法成立以降(H29.6以降)の総会及び理事会の議事録等でも可。 住宅宿泊事業を禁止する方針や決議が記載されていないこと。 ※管理組合等が存在しない場合には保健所に御相談ください	
(11)	(10)の規約に住宅宿泊事業を営むことについて定めがない場合は、管理組合に禁止する意思がないことを証する書類	様式C(国・厚規則第4条第4項第1号ヲ関係)(届出時点のものとする) ※(10)の規約に住宅宿泊事業を許容する旨の規定がある場合は添付不要。	
(12)	委託する場合は、管理業者から交付された書面の写し	住宅宿泊管理事業者と締結した管理受託契約書の写し	
(13)	欠格事由に該当しないことを誓約する書面(沖縄県様式)	誓約書(個人用)(署名又は押印が必ずあること) ※沖縄県ホームページ(衛生業務課)からダウンロード可 (「住宅宿泊事業に関すること」のページ)	
(14)	消防法令適合通知書(住宅宿泊事業法に関するもの)	原本もしくは写し(写しの場合は、原本を窓口にお持ちいただき、原本照合を受けること)	
(15)	施設周辺地図	施設から150メートル以内の付近状況がわかるものとし、用途地域の別を記入すること	
(16)	住民票の抄本又はこれに代わる書面	・住民票抄本については、本籍記載あり・マイナンバー記載なしのものを取得すること ・届出日前3ヶ月以内に発行されたものであること ・官公署からの発行書類であること(写し等は認められない)	